

2015年6月27日 第79回慶応EU研究会 研究報告の成果と課題

「欧州委員会による銀行のクロスボーダーM&Aの促進——EUの合併規制に着目して」

立教大学大学院 経済学研究科経済学専攻 博士課程後期課程 石田周

本報告の目的は、1990年代末以降、欧州メガバンクのクロスボーダーM&Aが進展した背景の1つとして、欧州委員会がEUの合併規制を運用することで果たした役割を明らかにすることであった。

1990年代末以降、EUの銀行再編、特にクロスボーダーM&Aを通じた欧州大銀行の多国籍化が進展し、この背景として欧州金融市場統合が指摘されてきた。しかし、欧州メガバンクが多国籍化を進めれば、自国銀行を保護しようとする受入国政府の政策（銀行ナショナリズム政策）との対立が顕在化する可能性が高まる。このような可能性は、実際にポルトガル（1999年）、イタリア（2005年）、ポーランド（2005年）で顕在化した。

本研究はこれら3つの事例を検討するものであったが、この内容は以下の4点に要約される。第1に、いずれの事例も欧州メガバンクによる域内クロスボーダーM&Aが発端となった。ポルトガルの事例では、スペインのBSCHがポルトガルのシャンパリモー・グループを実質的に買収しようとした。イタリアの事例では、オランダのABNアムロとスペインのBBVA（そして後にはフランスのBNPパリバ）が、イタリアの2つの中規模銀行を買収しようとした。そして、ポーランドの事例では、イタリアのユニクレディットが、ドイツのHVBの買収を通してポーランド銀行を含む諸銀行を取得しようとした。

第2に、いずれの事例においても、加盟国当局は銀行ナショナリズム政策を行うことで、欧州メガバンクによるクロスボーダーM&Aを妨害しようとした。このような加盟国政府による銀行ナショナリズム政策は、クロスボーダーM&Aを計画する欧州メガバンク自身によっては解消しえない大きな障壁であった。

第3に、欧州委員会はEC合併規則における「プルーデンス規則」を極めて限定的に解釈し、加盟国当局が裁量によってEU域内の銀行再編を妨げることを認めなかった。このような姿勢は、欧州委員会が加盟国に対して積極的に侵害訴訟を展開したことに表れている。ただし、イタリアの事例では欧州委員会は主に事後的に侵害訴訟を行った。

第4に、加盟国当局の抵抗により一定の修正を迫られたとはいえ、結果として欧州委員会は域内の銀行再編を積極的に促進することに成功した。

総じて、欧州委員会は侵害訴訟を通じて加盟国の銀行ナショナリズム政策を制限し、欧州メガバンクのクロスボーダーM&Aを積極的に促進することで、域内の銀行再編を進展させた。このように、従来の研究で明らかにされてきた欧州における金融関連法の整備だけではなく、欧州委員会による積極的な活動もまた、EU域内の銀行再編の進展において大きな役割を果たしてきたことが明らかになった。

質疑応答では、「加盟国の銀行ナショナリズム政策が各国の銀行に対する産業政策とどのような関連にあるのか」、「EU法の分野では珍しい話ではないが、経済学的にはこの事例はどのような意味を持つのか」などのご質問を頂戴した。いずれの質問も、根本的には報告者のテーマ・課題設定、研究視角の曖昧さを指摘するものであったと報告者は理解している。今回扱ったクロスボーダーM&Aの経済学的な意味をより深く分析することが今後の課題である。